

## ■料金(1日あたり)

介護度		介護サービス費		居住費 (多床室)	食費(1,380円/日)			合計
		基本料金	加算		朝食	昼食	夕食	
介護 1	併設短期 生活Ⅱ (212115)	686円	41円	320円	240円	600円	540円	2,427円
介護 2	併設短期 生活Ⅱ (212115)	755円	41円	320円	240円	600円	540円	2,496円
介護 3	併設短期 生活Ⅱ (212115)	826円	41円	320円	240円	600円	540円	2,567円
介護 4	併設短期 生活Ⅱ (212115)	896円	41円	320円	240円	600円	540円	2,637円
介護 5	併設短期 生活Ⅱ (212115)	964円	41円	320円	240円	600円	540円	2,705円

●食事代は、提供した食事代のみの料金となります。

## ■加算 内訳

加算 種別	料金	詳細
サービス提供体制強化加算Ⅰ	12円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である
生活機能訓練体制加算	12円	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置しているもの
看護体制加算Ⅰ	4円	常勤の看護師を1名以上配置していること
夜勤職員配置加算Ⅰ	13円	夜間定員30名以上又は51名以上で夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が1名以上上回っている
合計	41円	

●送迎を利用された場合は、別途送迎加算(片道184円)が必要となります。

## ◎利用料金の計算方法について

※ 周南市は地域区分:6級地に指定されております。

地域区分とは、1単位の単価を人件費の地域差を反映させるために、基本10円に対して地域区分により割増が行われています。地域区分:6級地は、10.14円と割増になっています。

例) 要介護4、入所時退所時送迎、サービス提供体制強化加算、生活機能訓練体制加算、看護体制加算、夜勤職員配置加算、食事は利用初日の朝食と最終日の夕食は食べず、5日間の利用する場合

基本単位	896単位	×	5日間	×	10.14	×	1割負担	=	4,543円				
送迎加算	184単位	×	2回分	×	10.14	×	1割負担	=	374円				
サービス提供体制強化加算	12単位	×	5日間	×	10.14	×	1割負担	=	61円				
生活機能訓練体制加算	12単位	×	5日間	×	10.14	×	1割負担	=	61円				
看護体制加算	4単位	×	5日間	×	10.14	×	1割負担	=	21円				
夜勤職員配置加算	13単位	×	5日間	×	10.14	×	1割負担	=	66円				
居住費	320円	×	5日間					=	1,600円				
食費	240円(朝食)	×	4回	+	600円(昼食)	×	5回	+	540円(夕食)	×	4回	=	6,120円

※ 利用者負担額(1割負担)の算出方法=費用総額(各単位×日数×地域区分)−保険給付額(費用総額の9割) **合計 12,846円**

## ※居住費・食費について(要申請)

●市に申請し、『介護保険 負担限度額認定』の交付を受けた際は、認定証に記載されている居住費・食費となります。

●1日の食事代については、認定証に記載されている負担額を超えた分が補助されます。

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階
居住費	0円	320円	320円
食費	300円	390円	650円

## ※支払い方法について

●当施設では『口座振替』をお願いしており、金融機関はどこでも可。引き落とし手数料については当施設で負担いたします。

●ご利用の月末に集計、翌月10日頃に請求書をご自宅宛に送付。月末に口座引落となります。